

初診時「選定療養費改定」のお知らせ

病院（入院病床 20 床以上）と診療所（クリニック）との機能分担の推進を図る観点から、地域医療支援病院である当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんには、初診料とは別に初診時選定療養費をご負担いただいております。

令和 2 年 4 月 1 日診療報酬改定に伴い現在 3,300 円（税込）のところ 5,500 円（税込）となります。

当院を受診される際には、かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

初診時選定療養費	5,500 円（税込）
----------	-------------

選定療養費をご負担いただく場合

- ・ 他院からの紹介状なしに初めて受診される方
- ・ 受診当日、紹介状を持参するのを忘れた場合
- ・ 病気が医師の診断で治癒となった後、再び受診される場合
- ・ 紹介状がなく外来受診をし、そのまま緊急入院となった場合

初診でも選定療養費の負担が無い場合

- ・ 時間外・休日・深夜に救急患者として緊急に受診した場合
- ・ 国による公費負担医療制度対象者（障害者自立支援法、児童福祉法、特定疾患治療、生活保護法など）
- ・ 地方単独による公費負担医療制度対象者（札幌市重度心身障がい者医療など）
 - ※ 「こども医療」「ひとり親医療」は上記に含まれません。
- ・ 当院に通院中で新たに別の診療科を受診する場合